

平成 31 年度地域活動支援事業に係る **審査方法** の検討について（津有区）

検討項目	平成 30 年度の状況	平成 31 年度の方針	結果
<p>不採択となる基準 ★</p>	<p>採択方針等の適合性判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援事業の目的に適合しないとする基準 → 不採択とする事業の基準 ・地域協議会の審査におけるルールとして事前に定める。 → 審査段階で変更することができないもの <p>平成 30 年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査する委員の 過半数 が趣旨に適合しないと判断する事業は 不採択 とする。 ・適合しないとした委員は、共通審査基準（配点）の全項目を 0 点 として扱い平均点を算出する。（H30 から） 	<p>検討のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の審査では、基本審査判定において、当初と追加募集の全 11 事業中のうち、「適合しない」と判断した事業は 2 事業 <p>その他（当日の意見等）</p>	<p>平成 30 年度と同様とする ・見直す</p>
	<p>評価の低い事業となる基準 ★</p>	<p>採択方針等の適合性判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の過半数が採択方針の 8 つのデータのいずれにも「適合しない」と判断する事業 ・基本審査を「適合しない」とした場合は、採択方針等の適合性判定は行わない。 <p>共通審査基準に基づく採点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通審査基準 5 項目のうち、1 つでも平均点が 2 点未満の事業 	<p>検討のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の審査では、採択方針の適合性判定で「適合しない」とした委員はいなかった。 <p>その他（当日の意見等）</p>

採択事業の決定等 ★	<p>順位付けの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 過半数の委員が採択方針の8つのテーマのいずれかに適合すると判断する事業を「共通審査基準の得点（平均点の合計）が高い順」により行う。 	<p>検討のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度の地域活動支援事業の審査において、評価の低い事業に該当するものはない。 補助対象としない経費以外を減額採択とする場合、順位が高い事業は低い事業より減額率が低くなるものとする。（公平性を確保するため） 	平成30年度と同様とする・見直す
	<p>評価の低い事業の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局で順位付けを行わず、協議会で採否を協議する。 ただし、第1次順位の下位に順位付けされる。 	<p>その他（当日の意見等）</p>	
委員が事業提案者の場合の審査	<p>審査制限</p> <p>○制限あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 津有区では委員が提案者（提案事業の代表者）の場合、公平性を期すため、当該事業に係る採点等の審査から除外する。 構成員であれば、審査は可能となる。 	<p>資料1 p.7「5-(1)-③」</p> <p>津有区の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の主観や私情が反映されない審査制度に見直し、委員が関わる事業の審査・採択については、全市的に一定の制限を設定することが必要と考える。 但し、地域によっては1人が複数の役職を担っている実態があるため、どこまで制限するか検討する必要がある。（例：任意団体＝構成員、地縁団体＝役員） <p>市の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査には公平性や納得性が伴う必要があるが、関係者が審査に加わることは、適正な運営に対する疑念や不信に繋がりがねない。 しかし、提案団体の構成員を兼ねる委員を全て除外すると、提案団体に地域協議会委員が加入できなくなり、地域活動の制約に繋がる懸念がある。 具体的な対応として、提案団体の「代表者」に限り、事業の審査に加わらないことも考えられる。 	平成30年度と同様とする・見直す

平成 31 年度地域活動支援事業 事前説明会 実施計画（案）

1 目的

新年度の地域活動支援事業の募集に向けて、制度・提案要項等の説明及び採択事業の紹介等を行うことで、より多くの提案を促す。

2 開催日及び会場

- ・開催日：平成 31 年 3 月 ____ 日 午後 7 時から（30 分程度）**▶3 月上旬で検討・決定**
※昨年度：平成 30 年 3 月 9 日（金） 午後 6 時 30 分から 7 時まで
- ・会場：津有地区公民館 大会議室（上越市平成町 533 番地 1）

3 内容

(1) 開 会 (3 分)

- ①中部まちづくりセンター長あいさつ … 1 分
- ②吉崎会長あいさつ… 2 分

(2) 地域活動支援事業について (25 分)

- ①平成 31 年度の募集要項（案）、採択方針、提案書の作成方法等説明
… 事務局説明 15 分
- ②質疑応答 … 10 分

(3) 閉 会 (2 分)

- 塩坪副会長あいさつ … 2 分

(4) 個別相談（閉会后）

- 中部まちづくりセンター職員が対応

4 出席者

- ・津有区内に在住する市民
- ・ ” の各種団体（町内会、PTA、青少協、地域活動支援事業提案団体等）

5 広報周知

- ・地域協議会だよりに開催の案内を掲載（2/15 号広報上越に合わせて全戸配布）
- ・各団体代表者に案内状送付（町内会・過去の提案団体等）
- ・地域協議会委員からの声かけ**▶ご協力を**

事務事業評価の実施について

1 目的

総合計画の施策評価と事務事業評価を組み合わせ、限られた経営資源の範囲内で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行革的視点から事業の必要性・有効性・効率性を評価することにより、施策の実現に資する重要な事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもの。なお、現時点では行政の自己評価にとどまることから、評価結果を見直し案と位置付け、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進めるものとする。

- (1) 財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- (2) 経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- (3) 最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認。事業執行の更なる効率化

2 対象事業

- (1) 平成 31 年度から平成 34 年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業
ただし、施設の廃止・見直し等については、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定するため、対象外とする。
- (2) 予算に計上はないが、一定以上の業務量を要する事務事業

3 評価の手順

(1) 施策評価

総合計画前期基本計画に基づく 42 の基本施策を構成する 106 の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後 4 年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映

(2) 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・人事課・企画政策課・財政課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

4 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等を検証） ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替の可否を検証）
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成 27 年度～平成 29 年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否（事業の実施方法を検証） ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否を検証） ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保を検証）

5 評価結果の区分（事業の方向性）

平成 34 年度までの事業の方向性について、次の区分により評価を行う。

評価区分	内容
廃止	・ 廃止とする事業
一部廃止	・ 事業規模、事業費、対象者等を縮小する事業
見直し	・ 事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事業 ・ 事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事業 ・ 今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事業
拡充	・ 事業規模、事業費、対象者等を拡充する事業
完了	・ 完了済み又は完了予定の事業
現状維持	・ そのまま継続して実施する事業

【見直し例】

- ・ 経費が増大する既存事業の見直し
- ・ 事業効果の低い事業の見直し
- ・ 施設の管理運営手法の見直し
- ・ 貸付料の見直し
- ・ 各種手数料、使用料、利用者負担金等の適正化
- ・ 補助金に関する基本方針に基づく、補助金・交付金の見直し
- ・ 子育て、教育関連事業の拡充

6 評価結果の取扱い

(1) 評価結果の公表

- ・ 評価結果に基づく見直し案を、平成 31 年 2 月下旬に市ホームページ等で公表

(2) 評価結果の反映

- ・ 評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」の策定
- ・ 評価結果に基づく取組を反映した予算編成の実施（平成 31 年度予算編成作業及び関係者協議を実施中）

(3) 関係者との協議

- ・ 事務事業評価は、平成 35 年度以降の財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、評価結果を見直し案と位置付け、関係者等への説明や協議を十分に行いながら進める。